

振動障害予防のための健康診断に対する県費補助について

長野県森林づくり県民税が導入されて二年目となりました。県民の皆様の温かなご理解と、ご協力、ご支援によりまして、里山の森林を中心とする整備がすすめられ、着実に事業の成果が見られ、一定の評価をいただいているところです。引き続きまして、森林所有者をはじめ、地域の皆様と一体となつての取り組みが求められます。

新年度におきましても「緑の社会資本」充実のための各種事業がすすめられております。地域を支える力強い産業としての林業・木材産業が力強く発展していくことも必要です。そのためには、担い手となる人材、後継者を育成していくことが不可欠であります。

林業労働における機械化の進展は目覚ましいものがあります。伐木造材作業にチェーンソーなどが導入され、手持ち機械の普及も同様であります。反面、チェーンソーなどを使用する従事者のなかには、「レイノー現象など」の、振動障害（いわゆる白ろう病）を発症する人が、年々増加の傾向にあったことから、昭和45年2月28日付け、その後昭和48年10月18日改正の、当時の労働省、労働基準局通達として、「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」が出されています。

通達の中の、健康診断につきましては、チェーンソーを使用する労働者に対して、雇入れの祭、当該業務への配置換えの際、及び、6ヶ月以内ごとに一回、定期的に医師による特殊診断を行うこととされ、以来、林業関係者は各保健所の協力のもとで、実施をしていました。

そこでお伺いいたします。林業におけるチェーンソー取扱従事者につきまして、昨年度まで、振動障害予防のための健康診断につきましては、各保健所の協力をいただいて実施しておりましたが、本年度からは各保健所での検査は実施しないことが決定したとお伺いしております。保健所での振動病健康診断廃止の経緯と廃止理由について、まず、衛生部長のご説明をお願いいたします。

各保健所での振動病健康診断の廃止につきまして、林務部長はどのようなご見解をお持ちでしょうかお尋ねいたします。

県がこれまで各保健所で実施していた受診機会につきましては、法令等による受診義務のない「個人事業主」いわゆる、「一人親方」に対して、受診の機会を設けるためと聞いております。

しかし、個人の事業者のみならず、受診が義務づけられています各事業所の皆様も、各保健所で受診していました。

林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部によりますと、対象となる従事者は約800人だそうです。このうち、約600の方が各保健所での健康診断を受診していると

のことです。

私の地元の、大北森林組合では、30名弱が対象者とお聞きいたしました。これまで、大町保健所での受診により、事務手数料を含めて2,500円の負担で受診が可能でした。しかし、民間の医療機関による検診では7,000円から10,000円の費用がかかるということです。事業者、労働者ともに大幅な負担の増加となります。

つきましては、関係者の負担軽減を図るうえからも、何らかの補助制度が必要と考えますが、林務部長ご見解をお聞かせください。

地球温暖化防止に対しても大きく貢献し、県土の8割を占める森林県・長野県を守り、次世代に着実に引き継ぐために、森林づくり県民税を導入して、間伐を中心とした里山森林整備がすすめられています。しかし、間伐材の活用、担い手育成など、課題もあります。

今回の健康診断の廃止は、森林整備をすすめ、森林林産業の振興を積極的にすすめようとする、県の方針と逆行するのではないかと指摘する声もあります。

とりわけ、担い手育成、後継者の育成、若い人たちの定着も含めて、森林林産業に従事する人たちの安全面での確保、健康面での管理は、必須要件と考えますが、林務部長のご見解をお聞かせください。

今回の国の緊急経済対策においても、

森林整備加速化・林業再生基金、森林整備地域活動支援交付金、などの施策が掲げられ、県もこれらに対応しての新経済対策を打ち出していただき、一体となった取組みの成果に、期待が集まります。

担い手づくり、定着、後継者育成の観点からも、健康診断への施策についてもぜひご検討いただきたいと思います。